

仕様書

1. 事業名称

幸田町荻地区空き家利活用事業（設計）

2. 事業場所

額田郡幸田町大字荻字西中64番地1（市街化調整区域）

3. 対象空き家およびその敷地

建物：木造、伝統工法、居宅、明治10年建築、令和元年構造補強済み

建築面積176.20㎡

延床面積169.00㎡

敷地：宅地921.03㎡

想定工事費：33,000,000円以下（税込み）

*工事費には内装工事費、建具工事、電気・空調・給排水工事、外装・外構工事（バリアフリー施設、駐車場等）、テレワーク・コワーキング設備費を含む。

4. 事業概要

- (1) 空き家改修のコンセプトや周辺環境への配慮
- (2) 設計者や職人の技術、工夫及び知恵を駆使した改修
- (3) まちづくりワークショップや各種団体の活用の場、テレワーク・コワーキングとして利用するために必要な施設環境整備の検討
- (4) 敷地の有効利用に関する提案
- (5) 改修工事期間中及び完了後に、改修工事の状況を自社ホームページ等で公開するなど、空き家利活用につながる啓発等の取り組み

5. 仕様書

設計にあつては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、公共建築改修工事標準仕様書の最新版を参考とすること。

6. 事業費

設計監理料 5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は契約の限度額を示すものであり、町がこの金額で契約することを約束するものではない。

※本事業については、契約額の変更を行わないため、事前の調査など十考慮の上、見積もりをすること。

7. 事業期間

契約締結の翌日から令和3年9月30日まで

8. 提出書類

幸田町所定のことを監督員の指示期限内に提出すること。

9. 留意事項

- (1) 受注者は、計画に先立ち町と改修内容及び各設備等について十分打ち合わせ、町の意向を聴き、実施設計に着手するものとする。
- (2) 設計に関する諸要件の決定については、その都度町と打ち合わせのうえその指示に従うこと。
なお、設計段階で設計の完成した図面ごとに町に設計図を提出し、審査を受けたのち設計を進めること。
- (3) 業務完了後設計図書は、町に帰属する。
- (4) 町の指示により随時調査あるいは打ち合わせを行うものとして、打合せに必要な資料の作成は原則として受注者が行うこととする。
- (5) 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、その内容を遅滞なく町に議事録等で報告しなければならない。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (7) 設計に当たっては、敷地及び既設建物調査を行うものとする。
- (8) 工事費は、想定工事費を超えないよう十分に留意すること。
- (9) この設計に関する事項に明記されていない事項については、必要に応じてその都度町と受注者と協議して定めるものとする。

位置図

